

いじめ防止基本方針

R8・2.17改定

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的な「いじめ」の態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかす、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

※ふざけ合ひであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものである。

○いじめ行為の認知

法における4つの構成要素に照らし合わせ、4項目全て該当する場合、自動的に認知とする。

- (1) 行為をした者(甲)も行為の対象となった者(乙)も児童生徒であること
- (2) 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- (3) 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- (4) 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

I いじめ防止に向けての基本的な考え方

- ・「いじめ」は、刑法(強制わいせつ、傷害罪、暴行罪、強要罪、窃盗罪、恐喝罪、器物破損罪)に抵触することがある。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ・本校は校長のリーダーシップの下、全教職員が一丸となって「学校は児童生徒が自己の管理下にある間、その生命・身体を保護する法的義務を負っている。(安全配慮義務)」という認識を共有し、危機意識を持って対応する。

II いじめの未然防止のための取り組み

組織としての取り組み

- (1) 学部対策チーム(担当副校長、当該学部主事・分教室主任、当該学部生徒指導主事(小学部は児童会担当)、当該生徒指導部員、当該支援部員、当該担任、当該副担任、担当養護教諭)で「教職員による指導についてや児童生徒に培う力」について普段から具体化し意識的に取り組む。

- (2) いじめ対策委員会(校長、副校長、生徒指導主事、中学部生徒指導主事、総括教務主任、支援部主任、保健主事、各学部主事・分教室主任、養護教諭、児童会担当職員)で以下の対応を実施する。
- ・いじめ防止基本方針の策定案の立案・改善
 - ・未然防止、早期発見の取り組み
 - ・アンケート及び教育相談の実施と結果報告、分析
 - ・下記の2(教職員による指導について)及び3(児童生徒に培う力とその取り組みについて)の状況報告と助言
 - ・年2回を定例会とする(4月、2月)。いじめ事案が発生したら緊急開催し、事態終息まで随時開催とする。
 - ・必要に応じて校外の第三者を入れて、「拡大いじめ対策委員会」を組織し、対応する。

2 教職員による指導について

- (1) いじめ防止を各学部・生徒指導部の目標設定および道徳・特別の教科道徳年間指導計画に反映させ、全職員で確認し各目標達成のための具体的な活動を通して児童生徒の自他を大切にすることを育てる。
- (2) 教育活動全般の中で、全ての児童生徒が安心して過ごし、存在感や充実感を感じられる心の居場所を提供する。(役割を与える、よさを認める、等)
- (3) 児童生徒が逸脱行為をした場合に「相談や通報は適切な行為であること」「相談したい教職員に相談してよいこと」を児童生徒に伝え、児童生徒が教職員と一緒により良い環境を作っていくことを促進する。
- (4) 教育活動全般を通して、人の良い点を称賛し認め合うことの大切さを伝え、楽しい学校生活を送ることができる環境の構築を推進する。

3 児童生徒に培う力とその取り組み

- (1) 全ての児童生徒が力を発揮できる場や、自己有用感や自己肯定感を高めるための場(学部間・他校・地域交流等)を設定する。
- (2) いじめ防止の重要性に対する理解を深めることを加味した児童会生徒会行事を実施する。
- (3) ストレスに適切に対処できる力を育むため、自己のストレスマネジメントの方法や相談者の紹介を行う。

4 児童生徒の主体的な取り組み

- (1) 児童生徒が主体的に取り組むことができる「相手を思いやる気持ちが育まれ仲間意識を深めること」を目的とした学級活動を実施する。
- (2) 児童生徒が自ら企画する「仲間意識の向上」を目的とした児童会生徒会行事を実施する。
- (3) 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

5 家庭・地域との連携

- (1) 日頃から児童生徒の様子について、連絡帳、電話、面談を通して保護者との間で情報共有を徹底し、的確に児童生徒の実態を捉える。また、必要に応じて家庭訪問を行う。
- (2) 本校のいじめ防止基本方針を学校HPや学校報等で広くお知らせし、共通理解を図り、必要に応じて関係機関と協働していじめ防止に努める。
- (3) 本校のいじめ発生時の学校の対応を入学時と各年度の開始時に児童生徒・保護者に説明し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止に繋げる。

6 教職員研修

・年2回「いじめ防止研修会」を開催し、全職員で適切な対処方法等を研修する。

7 学校評価

・学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況を評価項目に位置づける。

Ⅲ 早期発見の在り方

1 いじめの早期発見

- (1) 更衣室やトイレ等の目の届きにくい場所や授業以外の時間帯にも目を配り、常に児童生徒の様子を見守る。
- (2) 児童生徒のささいな言動や変化を見逃さず、教職員間で情報を共有し、「いじめ」の可能性がないかを検討し早期発見に努める。

2 アンケート調査、聞き取りの実施

- (1) 児童生徒を対象としたアンケート調査年6回(5月、7月、8月、10月、12月、1月)、保護者を対象としたアンケート調査年2回(8月、1月)行い、分析し対応する。
- (2) アンケート調査や個人面談において、児童生徒・保護者からの訴えがあった場合には、速やかに学部対策チームに報告し、同日中に組織的に対応する。
- (3) アンケート調査が全項目未記入の場合、要サポートを疑って対応する。
- (4) いじめアンケートは、実施後3年間保管し、重大事案は学部卒業後5年間保管する。

3 相談窓口などの組織体制

「いじめ」に関する情報提供や相談を奨励し、「いじめ」または「いじめ」の疑いがある事態を認知した場合は、速やかに「学部対策チーム」に報告し、組織的に対応する。

- 日常の相談(児童生徒と保護者)…… 全教職員
- スクールカウンセラーの活用…… 支援部
- スクールソーシャルワーカーの活用…… 支援部
- 地域からの相談窓口…… 副校長
- インターネットによるいじめの相談…… 学校、釜石警察署
- ※市町村の相談窓口…… (釜石市の場合) 釜石市地域福祉課障がい福祉係
- ※24時間子供 SOSダイヤル(県教委)…… 0120-0-78310

4 地域や家庭との連携について

児童生徒・保護者への相談窓口の紹介に努め、学校と家庭及び地域や関係諸機関等との連携による早期発見を促進する。

Ⅳ いじめに対する措置

「いじめ」および「いじめ」の疑いがあるような行為が発見された場合、または児童生徒及び被害児童生徒の保護者等から通報があった場合は、速やかに「学部対策チーム」を編成し組織的に対応する。「いじめ」の情報については、学校内で共有することを原則とする。事案の程度によっては「いじめ対策委員会」及び「臨時職員会議」によって指導計画を早急に確定しいじめに対する措置を進める。

(1) 学部対策チーム(担当副校長、当該学部主事・分教室主任、当該学部生徒指導主事(小学部は児童会担当)、当該生徒指導部員、当該支援部員、当該担任、当該副担任、担当養護教諭)

- ・「いじめ」および「いじめ」が疑われる事態があった場合、早急に当該学部生徒指導主事(小学部は児童会担当)が学部対策チームを編成し、役割分担を行う。
- ・対応の留意点として、一人で抱え込まずにチームによる対応の原則をとる。
- ・担当副校長は、学部対策チームを編成した時点で校長に報告する。
- ・早急に担任および生徒指導担当が事実確認を行い、学部対策チームの指示に従って対応を実行する。
- ・事実確認した内容は、生活指導確認用紙に担任および当該学部生徒指導主事が時系列に記録する。
- ・生活指導記録用紙への記入は、日にち、時間、場所、担当した職員名を必ず記入し、開示請求(情報公開)に耐え得るようにする。
- ・いじめの「認知」については、事実確認の内容を確認し、法における4つの構成要素に照らし合わせ、学部対策チームで判断する。
- ・加害児童生徒指導、被害児童生徒支援、保護者連絡・支援を実施する。
- ・事実確認に基づいて対応と指導計画を生徒指導主事が作成し、該当学部職員へ周知する。
- ・いじめを認知後、1週間以内にいじめ報告書(様式イ)と(様式イー表紙)を県教委に郵送で提出する。

(2) いじめ対策委員会(校長、副校長、生徒指導主事、中学部生徒指導主事、総括教務主任、支援部主任、保健主事、各学部主事・分教室主任、養護教諭、児童会担当職員)

- ・学部対策チームで調査した結果、重大事態の恐れがあると判断した場合、校長がいじめ対策委員会を設置および臨時職員会議を行い、生徒指導主事が指導計画を提示する。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合も重大事態が発生したものと報告・調査に当たる。
- ・必要に応じて担任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーの他当該市福祉課や児童相談所、医師等に協力を依頼する。
- ・必要に応じて校外の第三者を入れて「拡大いじめ対策委員会」を組織し、対応する。

(3) 臨時職員(学部)会議

- ・いじめ対策委員会が作成した指導計画を決定し、事案に関係のあった児童生徒を全職員で指導・支援することを確認する。

(4) いじめ問題解決支援チームの派遣依頼

- ・解決が困難ないじめ事案について、専門的な知見からの助言をいただき、重大事案に至ることを防ぐ。

1 素早い事実確認・報告

- (1) 被害児童生徒を守り通すという姿勢で事実関係について傾聴し、加害児童生徒から、毅然とした態度で事実関係の聴取を行う。
- (2) 「いじめ」に関係のあった児童生徒から、被害児童生徒の気持ちになり一緒に助けようとする態度で事実関係の聴取を行う。
- (3) 聴取をまとめ事実関係を「学部対策チーム」に報告する。
- (4) いじめの正確な認知は、いじめ対応の第一歩であり、法が機能する大前提である。

2 被害児童生徒及びその保護者への支援

- (1) 被害児童生徒が安全に安心して学習や諸活動に取り組めるよう、必要に応じて場の設定と体制づくりを行い対応する。
被害児童生徒が不利益を受けないよう教育を受ける環境を保障する。
- (2) 被害児童生徒の保護者に対して、迅速に事実関係を伝え協力して対応する体制を整えるとともに、必要に応じて支援を行う。

3 加害児童生徒への指導とその保護者への助言

- (1) 聴取後は、速やかに保護者へ連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (2) 加害児童生徒には、「いじめ」は人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かす行為であり、刑法法(強制わいせつ罪、傷害罪、暴行罪、強要罪、窃盗罪、恐喝罪、器物破損罪)に抵触する可能性があることを理解させ、自分の行為を振り返り反省を促す。加害児童生徒自ら謝罪感情が生まれるよう、教育的配慮を持って指導・支援する。
- (3) 教育上必要と認められる場合、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に児童生徒に対して懲戒を加える。ただし、教育的配慮に十分に留意し、加害児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

4 集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対して、自分の問題として捉えるよう話をする。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることは称賛される行為であることを伝える。また、はやしたてるなどしていた児童生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを話す。

5 ネット上のいじめの対応

- (1) インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や屈辱罪、民事上の損害賠償請求対象となりうる。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等に関しては、県教委や警察と連携してプロバイダに対して速やかに削除を求める措置をとる。
- (3) 児童生徒に係る児童ポルノ関連事案を認知した場合には、直ちに所轄警察署に通報するとともに、児童生徒の端末等の画像データの取り扱いについても消去せず警察の指示に従う。
- (4) 保護者、生徒、学校の教職員が安易に証拠データを削除した場合は、「証拠隠滅罪」に当たる可能性がある。
- (5) 学校が速やかな報告をせず、その間に生徒や保護者間でデータが削除され、捜査に支障をきたす場合が想定されることから、学校の適切な対応が求められる。
- (6) SNSや携帯電話のメールを利用したいじめ防止のために、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての情報を提供し、理解と協力を求め、連携して対策を講じる。

6 いじめへの対処

[いじめ解消の定義]

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んで、3か月以上経過したことを直接本人及び保護者から直接聴取等を行うこと。

V 重大事態への対応

1 重大な事態とは「いじめ防止対策推進法第二十八条」より

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合も重大事態が発生したものととして報告・調査に当たる。
 - 転学や退学の理由により「いじめにより転学（退学）との記載があった場合、重大事態として報告・調査にあたる。
- ※ 次のような特徴を数多く認める子どもには潜在的に自殺の危険が高いと考える必要がある。

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」より

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 自殺未遂
(2) 心の病
(3) 安心感をもてない家庭環境
(4) 独特の性格傾向（極端な安全癖、二者択一的思考、衝動性 など）
(5) 喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗 など）
(6) 孤立感（とくに友達とのあつれき、いじめ など）
(7) 安全や健康を守れない傾向（最近、事故や怪我を繰り返す） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 対応の留意点として、一人で抱え込まずにチームによる対応の原則をとる。

2 調査組織の設置と調査の実施

- (1) 速やかに「いじめ対策委員会」が中心となり全職員体制で調査する。
- (2) 調査の概要を校長が県教育委員会に報告する。

} 即日対応

※ 県教育委員会から以後の対応について学校が主体か県教育委員会が主体か指示を受ける。

<学校が主体となっていく場合>

- (3) 学校が主体となった「拡大いじめ対策委員会」を組織して対応する。事態の性質に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を加えて当該調査の公平性・中立性を確保する。
- (4) 調査班を組織し、いじめの事実関係を明確にして客観的な事実の調査をする。
- (5) 調査の詳細を県教育委員会に報告する。
- (6) 情報発信の窓口を1つとし、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報には十分配慮する。
- (7) いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を配慮したうえで、状況に応じて、保護者説明会等を行うことも検討する。その際には、状況の説明、解決に向けて協力の依頼を行う。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

<県教育委員会が主体となっていく場合>

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合、県教育委員会の指示のもと、対応する。

3 関係機関(市町村教育委員会、警察等)との連携

- (1) 岩手県教育委員会事務局学校教育室生徒指導担当
- (2) 児童生徒が関係する地域の教育委員会
- (3) 児童生徒が関係する地域の警察署
- (4) 児童生徒が関係する地域の児童相談所等

この規定は平成26年10月29日に策定した。

この規定は平成28年 4月 1日に改定する。

この規定は平成29年 8月 1日に改定する。

この規定は平成30年 9月21日に改定する。

この規定は令和 2年 2月21日に改定する。

この規定は令和 2年 9月30日に改定する。

この規定は令和 3年 7月 5日に改定する。

この規定は令和 4年 9月21日に改定する。

この規定は令和 8年 2月17日に改定する。